# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	健康増進事業事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

四條畷市長

## 公表日

令和7年10月29日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	健康増進事業事務
	四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づき、各種がん検診、成人健康診査、肝炎ウイルス検査、健康教育、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。 法及び行政手続における特定の個人を識別識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律
	第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診
②事務の概要	①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務 ②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業の未受診者の検診結果の登録に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者への受診勧奨に関する事務 ⑥行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行うことに関する事務
③システムの名称	健康管理システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー

### 2. 特定個人情報ファイル名

6. 他の評価実施機関

健康管理(基本健診、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診、歯周疾患検診(PHR)、骨粗鬆症検診、肝炎ウィルス検診)システム情報ファイル、 宛名情報ファイル、検診情報ファイル

宛名情報ファイル、検診情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	一日法律第二十七号) 第19条第	戦別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 8号及行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 く利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務			
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康福祉部 保健センター				
②所属長の役職名	保健センター所長				

# 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 四條畷市総務部総務課〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号電話:072-877-2121(代表) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 四條畷市健康福祉部保健センター〒575-0052大阪府四條畷市中野三丁目5番28号電話:072-877-1231 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した 適用した理由 [ ]適用した

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ	] -ぞれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「全項目評価書			
C10 C0 ~0°							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	გ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	トワークシステムを	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	శ్ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[  十分である	శ్ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	გ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	検診に係る名簿作成、受診票送付、結果入力、結果送付など、作業のつど複数人による確認を実施しいる。委託先への名簿送付の際にはパスワードを付し、パスワードは別便で委託先に渡している。検診結果等の個人情報は、業務中も窓口等、市民や来訪者の目に触れる場所には置かないよう徹底し、終業後は鍵のかかる保管庫にて保管している。				

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク で使用等のリスクへの対 われるリスクへの対策の システムを通じて目的外 システムを通じて不正な い滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	管している。また、過去の簿冊 のは適切に溶解処分している。	類は各事業ごと、年度で 。入力作業は担当者でいるの電子記録は必ずパン	は処理後速やかに各簿冊に綴り、所定の場所に保 ごとに所定の場所に保管し、保存年限が経過したも 実施するとともにダブルチェックを行い、また、個人 スワードをかけて保管している。委託先にも個人情

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	1 対象人数	2015/6/12	2017/3/15	事後	
平成29年4月1日	I1 取扱者数	2015/6/12	2017/3/15	事後	
平成30年12月28日	5 評価美施機関における担	保健センター 所長 高津 和憲	保健センター 所長 豊留 利永	事後	
平成30年12月28日	│Ⅱしきい値判断項目  1 対象人数	2017/3/15	2018/3/31	事後	
平成30年12月28日	1 取扱者数	2017/3/31	2018/3/31	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	保健センター 所長 豊留 利永	保健センター 所長	事後	
令和1年6月26日	│Ⅱしきい値判断項目  1 対象人数	2018/3/31	2019/3/31	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数	2018/3/31	2019/3/31	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2019/3/31	2020/4/1	事後	
令和2年7月8日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数	2019/3/31	2020/4/1	事後	
令和2年7月8日	IV-8	内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2020/4/1	2021/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	号。以下「法」という。)に基づき、各種がん検診、成人健康診査、肝炎ウイルス検査、健康教育、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。 法及び行政手続における特定の個人を識別識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務 ②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業の対象者の検診結果の登録に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務	・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診  ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ・毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ・医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ・一次検診の結果、要精密検査と判定された者	事前	
令和4年3月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康官理ンステム  住基システム   和教情報システム	健康管理システム 住基システム 税務情報システム 統合宛名システム 中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日		健康管理(かん快診、健康診査、肝炎・フィルス)  システム情報ファイル	健康管理(がん検診、健康診査、肝炎ウィルス) システム情報ファイル 宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事前	
令和4年3月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)番号法第19条第8号及び番号法別表第二の102の2の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日	1. 特定個人情報ファイルを取	法及び行政手続における特定の個人を識別識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 対象となる検診(一次及び精密)の種類・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・計がん検診・引がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診 ①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務②健康増進事業の発行及び発送に関する事務②健康増進事業の発行及び発送に関する事務④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ④健康増進事業の免除対象者への無料受診券の発行に関する等	四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づき、各種がん検診、成人健康診査、肝炎ウイルス検査、健康教育、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。 法及び行政手続における特定の個人を識別識別するための番号の利用等に関する法律(平域である)に基準であるが、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 対象となる検診(一次及び精密)の種類・胃がん検診・対の検診・形がん検診・肺がん検診・別がん検診・別がん検診・所がん検診・間がん検診・乳がん検診・肺がん検診・引がん検診・別がん検診・別がん検診・間がん検診・別がん検診・別がの音類・胃がん検診・乳がん検診・肺がんを診・骨粗鬆症検診・効の発力のの発力のの確認に関する事務の発行及び発送に関する事務の発行及び発送に関する事務の発育をと判定された。とは関する事務のは関する事務の発育をと判定された。とは関する事務の対象者の必要が表に関する事務の対象者の必要があるがであるの受診をは関する事務の対象者の表別をは関する事務の対象者のであるが表別である事務の対象者の対象者のであるが表別である事務の対象者の対象者のであるが表別である事務の対象者の対象者のである。とは関する事務の対象者の対象者の対象者の対象者の対象者の対象者の対象者の対象者の対象者の対象者	事後	
令和4年9月12日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、住基システム、統合宛名シ ステム、中間サーバー	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年9月12日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	2)十分である	事後	
	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステ	接続しない(入手)	2)十分である	事後	
令和4年9月12日	/.情報提供ネットリークシスナ	接続しない(提供)	2)十分である	事後	
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年9月29日	2. 特定個人情報ファイル名	健康管理(がん検診、健康診査、肝炎ウィルス) システム情報ファイル、宛名情報ファイル、検診 情報ファイル	健康管理(基本健診、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診、歯周疾患検診(PHR)、骨粗鬆症検診、肝炎ウィルス検診)システム情報ファイル、宛名情報ファイル、検診情報ファイル	事後	
令和6年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年7月22日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年7月22日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	⑥番号法の別表第二に基づき、健康増進法に よる健康診査及びがん検診等の実施に関する 事務において、情報提供ネットワークシステム に接続し、各情報保有機関が保有する特定個 人情報について情報連携を行うことに関する事 務	⑥行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行うことに関する事務	事後	
	3.個人番号の利用 法令上の根拠		・番号法第9条第1項 別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号) 第54条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号) 番号法第19 条第8号及び番号法別表第二の102の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第19条第8号及行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表139の項	事後	
	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	
令和7年10月29日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業		2)十分である 検診に係る名簿作成、受診票送付、結果入力、 結果送付など、作業のつど複数人による確認を 実施している。委託先への名簿送付の際には パスワードを付し、パスワードは別便で委託先 に渡している。検診結果等の個人情報は、業務 中も窓口等、市民や来訪者の目に触れる場所 には置かないよう徹底し、終業後は鍵のかかる 保管庫にて保管している。	事前	
令和7年10月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策		2)十分である 各事業の対象者等、個人情報を取り扱っている 紙文書は処理後速やかに各簿冊に綴り、所定 の場所に保管している。また、過去の簿冊類は 各事業ごと、年度ごとに所定の場所に保管し、 保存年限が経過したものは適切に溶解処分し ている。入力作業は担当者で実施するとともに ダブルチェックを行い、また、個人情報を記録し ているエクセル等の電子記録は必ずパスワード をかけて保管している。委託先にも個人情報の 適切な取り扱いの徹底を依頼している。	事前	